

公正証書遺言

1. 公正証書遺言とは

公正証書遺言とは公正証書により作成する遺言を「公正証書遺言」といいます。

公正証書遺言は、公証人が証人 2 人の面前で作成します（民法 969 条）。

公証人は、全国各地の公証役場で公正証書の作成等に携わる公務員です。公証人は、多くの場合、退職した裁判官や検察官になります。



2. 作成方法

公正証書遺言は、原則として公証役場に遺言者が赴いて作成します。公証役場は、全国各地に所在し遺言者が身体的理由などにより公証役場まで来られない場合、公証人に出張してもらうことができます。

遺言書の作成準備について専門家（弁護士など）に依頼した場合は、通常、公正証書作成も専門家が付き添います。遺言書の内容は、相続人となる予定の方に知らせても知らせなくてもどちらでも結構です。



3. 証人の立会い

公正証書遺言の作成には、証人 2 人の立会いが必要です。

ただし、①推定相続人、受遺者や、②推定相続人、受遺者の配偶者や直系血族は、遺言書の作成の現場に立ち会うことができませんから、証人となることができません（民法 974 条）。これらの人が遺言の作成に立ち会うことができないこととされている理由は、遺言に利害関係のある人が遺言の作成や内容に不当な影響を及ぼすことを避けるためです。従って、ご家族が公証役場に付き添った場合、遺言書の作成中は別室で待機していただくことになります。

証人は、遺言者が知り合いに頼んで連れてくることも可能です。証人となってくれる人に心当たりがない場合や、知り合いに遺言の内容を知られたくない場合は、公証役場に依頼すると、証人を紹介してくれる場合があります。そのような場合の証人は、元公務員ないし銀行等の金融機関を退職した方（すなわち身元のしっかりした方）が多いようです。



4. 守秘義務

公証人には守秘義務（公証人法 4 条）があります。従って、公証人の口から遺言書の内容が第三者に漏れることはまず考えられません。



5. 原本、正本、謄本公正証書の作成

当日に、遺言書の原本（公証人と署名、捺印のあるもの）、正本、謄本を1通ずつ作成します。原本は、公証役場で保管されます。正本は、遺言執行に必要となるため、遺言執行者（弁護士等の専門家に依頼した場合は通常専門家が遺言執行者になります）に預けます。謄本は、遺言者ないしご家族が保管します。三者が同じ内容の文書を保管するので、紛失や棄損のおそれがありません。



6. 作成の準備遺言書の作成は、次の順序

STEP① 必要書類の取り寄せ

公正証書遺言の作成に必要な書類（戸籍謄本、登記簿謄本など）を取り寄せ、遺言書の作成を準備します。

（専門家に依頼する場合は・・・）

専門家が代わりに必要書類の取り寄せを行います。



STEP② 遺言書の案の作成、公証役場への連絡

どのような遺言にしたいかをよく考えて、遺言書の案を作成します。遺言書の内容の案を公証人に渡し、公証人が公正証書の形式にまとめます。

（専門家に依頼する場合は・・・）

遺言書の内容について、心配な点や知りたい点を専門家に相談することができます。遺言書の案の作成や、公証人との連絡は専門家が行います。



STEP③ 公正証書の作成

公証役場に、遺言者、公証人、証人が一堂に会して公正証書の作成を行います。

遺言者が身体的理由などにより公証役場に行く事が出来ない場合は、公証人が遺言者の居所に出張して公正証書を作成します。

（専門家に依頼する場合は・・・）



専門家も公証役場で公正証書の作成に立会います。公正証書ができれば、3通のうち1通を専門家が将来の遺言執行者として保管します。

（7）公正証書遺言の内容

例えば、以下のような内容となります。

公正証書遺言の例

平成〇〇年第〇〇〇号

遺言公正証書

本公証人は、平成〇〇年〇月〇日、遺言者山田太郎の嘱托により、証人某、同某の立会いのもとに遺言者の下記遺言の趣旨の口述を筆記し、この証書を作成する。

記

第1条 遺言者は、その所有する不動産（別紙1「不動産目録」記載の不動産を含む）及びその上に存する一切の家財建具を、長男山田一郎（昭和〇〇年〇月〇日生）に相続させる。

第2条 遺言者は、その所有する預貯金（別紙2「預貯金簿目録」記載の預貯金を含む）、株式（別紙3「株式目録」記載の株式を含む）、現金その他一切の財産を遺言者をして遺言者が適当と認める方法により換価させ、その換価により得られた金銭から第3条記載の各費用を控除した残りの金額を、下記の者に下記のとおり相続させ又は遺贈する。

記

① 二男山田次郎（昭和〇〇年〇月〇日生） 2分の1

② 三男山田三郎（昭和〇〇年〇月〇日生） 残額

第3条 遺言者は次の各費用を、遺言者の相続財産から支払うものとする。

1 遺言者の未払債務の全額

2 この遺言の執行に要する費用

3 遺言者の葬儀、埋葬の費用

第4条 遺言者は、この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

東京都千代田区〇〇〇〇一丁目1番1号

〇〇法律事務所

弁護士 田 新 正 義

昭和〇〇年〇月〇日生

2 遺言者は、遺言執行者に、相続人の同意を要しないで、預貯金等の金融機関に關し、名義変更、解約、払戻し等をする権限、遺言者の権利に關する金融機関の貸金庫に關し開鎖、解約、内容物の引取り等をする権限及び相続財産の換価等遺言執行に必要な一切の行為をする権限を付与する。

3 第1項の遺言執行者に対する報酬は、遺言執行者が別途定める基準に従う。

（8）費用

公正証書遺言の作成にかかる費用は、大きく分けて、公証人に支払う公正証書作成費用と専門家の費用があります。

（a）公正証書遺言の作成費用

作成費用は公証役場の規定によって定められ、相続財産の額や相続人の人数等によって異なりますが、多くの場合 5 万円～10 万円程度です。例えば、相続財産 1 億円、相続人 1 人であればおおよ 6 万円です。

公証人に出張を依頼する場合は、別途公証人に出張手当を支払います。

公証役場に証人の紹介を依頼する場合は、遺言書の作成が終わったときに証人に謝礼を支払います。謝礼の相場は 1 人につき 1 万円程度です。

その他、専門家への費用がかかります。